

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報連絡会議 次第

日時：令和2年2月3日（月）

午後1時30分から

場所：アオーレ長岡 大会議室

1 市長挨拶

2 新型コロナウイルス感染症への対応について

3 その他

## 新型コロナウイルスによる肺炎に関する警戒本部会議 次第

日時：令和2年1月30日（木）16：00～

場所：危機管理センター災害対策本部会議室

- 1 挨拶
- 2 新型コロナウイルスによる肺炎の発生状況及び今後の対応について
- 3 その他
- 4 本部長指示

新型コロナウイルス感染症に関する県の対応について

1 発生状況

(1月30日9時現在 新型コロナウイルス感染症対策本部資料より)

患者数：7,794名 うち死亡者数：170名

【内訳】

( )は死亡者数

中国	タイ	韓国	台湾	米国	ベトナム	シンガポール	フランス
7,711(170)	14	4	8	5	2	7	5
オーストラリア	マレーシア	ネパール	カンボジア	カンボジア	スリランカ	ドイツ	日本
7	7	1	3	1	1	4	9※

※輸入例：7例

国内感染事例（武漢への滞在歴なし）：2例（大阪府・奈良県）

9例のほか、無症状病原体保有者：2例

2 これまでの国及び県の主な対応

項目	国の対応	県の対応
1. 着実な検疫の実施	サーモグラフィー等による発熱等の確認	県ホームページにより国の検疫体制を周知
	機内・船内における健康カードの配布やアナウンスによる自己申告の呼びかけ	県ホームページにより国の検疫体制を周知
2. 国内における感染拡大防止に向けた対策	診療体制の徹底について、地方自治体に依頼	医療機関に対し、渡航歴を確認の上、院内感染に留意して診療を行うよう依頼
	疑い患者の報告や検査について、地方自治体に依頼	医療機関に対し、疑い患者について保健所に報告するとともに、確定診断のための検体の採取を依頼
3. 国民への情報提供	厚生労働省や外務省ホームページにより渡航者への注意喚起	県ホームページにより渡航者へ注意喚起
	感染症研究所ホームページによりリスク評価の情報提供	県ホームページにより国のリスク評価の情報提供
4. その他	チャーター便による武漢市からの邦人帰還	警戒本部の設置

※外務省は、中国湖北省全域（武漢市）の感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））に引き上げ（1/24）

※中国のその他地域は「レベル1：十分注意してください」である。

### 3 WHO緊急委員会の開催

本事案が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC（※）」に該当するか審議した結果、現時点では PHEIC に該当しないと発表（1/24）

#### ※ 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）

WHO が定める国際保健規則（IHR）における次のような事態をいう。

- （1）疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態
- （2）緊急に国際的対策の調整が必要な事態

### 4 指定感染症に指定された後の対応

国の対応方針に基づき、関係機関と連携し、保健所を中心とした相談・医療提供体制の確保や、県民への情報提供を徹底していくとともに、WHO や国のリスク評価の変更に応じて、対策を強化していく。

国は1月28日に感染症法上の「指定感染症※」とすることを閣議決定、公布。  
（施行は2月7日）

#### ※指定感染症

- ・症状の重症度や感染力から、まん延を防止するために入院勧告等を行う必要がある疾患が政令により指定される。
- ・1年の期限があり、患者に入院するよう勧告したり、就業を制限したりすることができる。入院の医療費は公費負担。

（主な県の対応）

#### ○県民及び医療機関等への周知徹底（継続して実施）

- ・県民（来県者含む）：疾患に関する正確な情報提供及び医療機関受診に際する留意点の周知徹底。
- ・医療機関：診察に際しての留意点や保健所への速やかな連絡について周知徹底

#### ○感染症法に基づく対応

- ・医師の届出
- ・検査の実施（保健環境科学研究所、国立感染症研究所）
- ・患者は第1・第2種感染症指定医療機関（※）に入院勧告

※第1種感染症指定医療機関（2床）：1か所

新潟市民病院

※第2種感染症指定医療機関（34床）：6か所

県立新発田病院、新潟市民病院、長岡赤十字病院、魚沼基幹病院、

県立中央病院、佐渡総合病院

- ・疫学調査（保健所による接触者を把握、健康調査）
- ・就業制限、汚染された場所の消毒

（主な国の対応）

- ・検疫における検査等の実施（検疫法に位置づけ）
- ・流行地への渡航制限の勧告

★指定感染症とは

1 感染症法の規定

(定義)

第六条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。）であって、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

8～22 (略)

(指定感染症に対するこの法律の準用)

第七条 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条、第三章から第六章まで、第八章、第九章及び第十章までの規定の全部又は一部を準用する。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

## 感染症に対する主な措置等

規定される疾病名	一類感染症		二類感染症		三類感染症		四類感染症		五類感染症		新型インフルエンザ等感染症	
	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	法律	結核 SARS、MERS 等	法律	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	法律	黄熱 狂犬病 マляリア 等	政治	インフルエンザ 梅毒 等	省令	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ	法律
1 疾病名の規定方法												
2 隔離【検疫】	○		×			×		×		×		○
3 停留【検疫】	○		×			×		×		×		○
4 検査【検疫】	○		×		※鳥インフルエンザ(H5N1)は対象	×		×		×		○
5 無症状病原体保有者への適用	○		×			×		×		×		○
6 疑似症患者への適用	○		○	(政令で定めるもの)		×		×		×		○
7 入院の勧告・措置	○		○			×		×		×		○
8 就業制限	○		○			○		×		×		○
9 健康診断受診の勧告・実施	○		○			○		×		×		○
10 死体の移動制限	○		○			○		×		×		○
11 生活用水の使用制限	○		○			○		×		×		△※3
12 ねずみ・昆虫等の駆除	○		○			○		○		×		△※3
13 汚染された物件の廃棄等	○		○			○		○		×		○
14 汚染された場所の消毒	○		○			○		○		×		○
15 獣医師の届出	○		○			○		○		×		○
16 医師の届出	○ (直ちに)		○ (直ちに)			○ (直ちに)		○ (直ちに)		○ (7日以内)		○ (直ちに)
17 細菌的疫学調査の実施	○		○			○		○		○		○
18 建物の立入制限・封鎖	○		×			×		×		×		△※3
19 交通の制限	○		×			×		×		×		△※3
20 健康状態の報告要請	×		×			×		×		×		○
21 外出の自粛の要請	×		×			×		×		×		○

※1 新型インフルエンザとは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※2 再興型インフルエンザとは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※3 2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、全部又は一部を適用することができる。

★感染症指定医療機関の配置（平成 31 年 4 月 1 日現在）

二次保健 医療圏	第 1 種感染症 指定医療機関	第 2 種感染症 指定医療機関	
下越 (村上・新発田)	}	県立新発田病院 (4)	
新潟 (新潟・新津)		新潟市民病院 (6)	
県央 (三条)		長岡赤十字病院 (4)	
中越 (長岡・柏崎)		新潟市民病院 (2)	長岡赤十字病院 (6)
魚沼 (魚沼・南魚沼・十日町)		魚沼基幹病院 (4)	
上越 (上越・糸魚川)		県立中央病院 (6)	
佐渡 (佐渡)		佐渡総合病院 (4)	
計	1 病院 2 床	6 病院 34 床	

(1) 特定感染症指定医療機関（厚生労働大臣が指定）

- ・新潟県なし（成田赤十字病院、独立行政法人国立国際医療研究センター病院、常滑市民病院、りんくう総合医療センターの 4 医療機関・10 床）
- ・検査室を有する個室で、空調設備（陰圧制御）、排水処理設備等に特殊な設備を要するものであるほか、院内検査体制、集中治療室、病床数 300 以上など病院の施設や機能に特殊な要件が定められている。
- ・新感染症の所見がある患者、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関

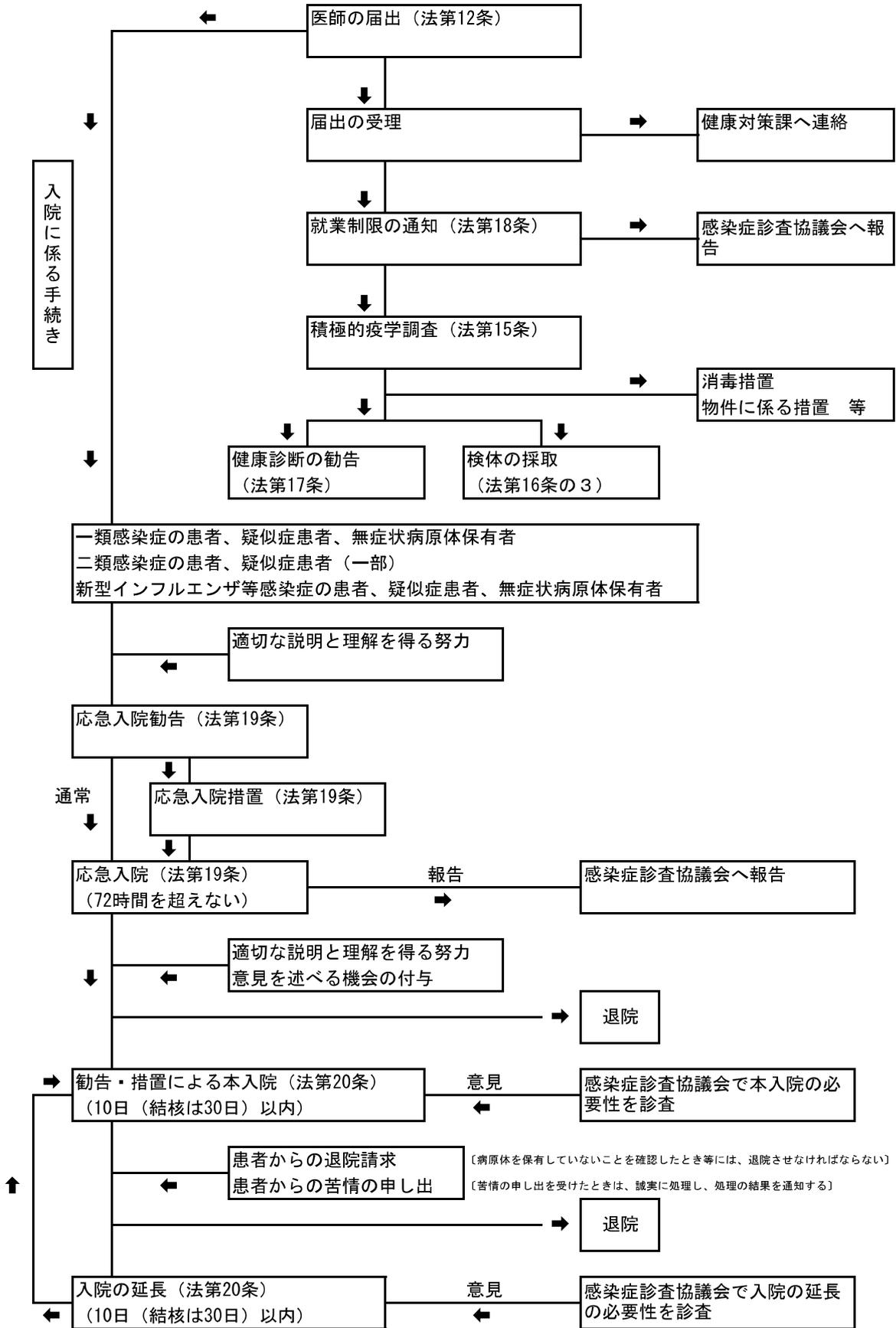
(2) 第一種感染症指定医療機関（都道府県知事が指定）

- ・県内に原則 1 か所
- ・個室に検査室を要しないこと以外は概ね特定感染症指定医療機関の指定基準に準ずる。
- ・一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関

(3) 第二種感染症指定医療機関（都道府県知事が指定）

- ・2 次医療圏に原則 1 か所
- ・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関

第3 感染症発生時対応フロー



## 新型コロナウイルスに対する県内の中国進出企業の状況について

令和2年1月28日聞き取り調査  
産業政策課

### ○ 中国進出企業の現地従業員の状況について

- ・ 県では、中国への進出企業の現地従業員の状況について、1月28日（15時まとめ）に独自調査を行い60社から回答を得た。
- ・ それによれば、調査時点で現地従業員に罹患者は出ているという企業はなかった。現地では、うがい、手洗いの徹底やマスクの着用などの予防策を講じるほか、不要不急の外出を避ける等しているとのことである。  
※ 中国進出県内企業への電話による聞き取り  
実施時期：令和2年1月28日実施  
対象企業数：65社（県の輸出入状況・海外進出状況調により把握）

### ○ 日本人駐在員の対応状況について

- ・ 現地に日本人駐在員がいると回答した企業は、39社であり、その数は106人であった。このうち、中国に滞在中が38人、春節休暇などで日本に帰国中が47人であった。
- ・ 現在、中国に滞在中のうち日本に帰国する予定は4人であり、春節明けに状況を見て中国に戻るとしたのは14名であった。また、帰国後、日本での滞在を延長するとしたのは13名であった。

#### 【日本人駐在員の動向】

中国に滞在中	38人
うち、帰国予定	4人
日本に帰国中	47人
うち、日本での滞在を延長	13人
うち、状況により中国に戻る	14人
中国以外の国に滞在	2人
調査中	19人
合計	106人

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第4回）

日時：令和2年2月1日（土）

11時30分～11時45分

場所：官邸4階大会議室

### 議 事 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

##### （1）新型コロナウイルス感染症への対応について

#### 3. 閉 会

（配布資料）

資料1 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

資料2 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る厳格な上陸審査の実施状況

## 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月1日 9時時点

	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア
患者数	11791	13	11	10	13	1	19	5	8	9
死亡者数	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィリピン	インド	
患者数	6	3	6	6	1	1	4	1	1	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	合計				
患者数	2	2	2	1	1	11918				
死亡者数	0	0	0	0	0	259				

- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5-7例目、1月29日に8例目、1月30日に9-12例目、1月30日に13例目が確認されたところ。
- 日本での感染者3例（6、8、13例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。13例目の方も6例目の方の運転するバスにガイドとして乗車。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で4例確認された（1月31日現在）。

# 新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年2月1日12時現在

	武漢市 滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目(30代男性)	あり	1月15日	退院	全快	38名特定(健康観察終了)
2例目(40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定(健康観察中)
3例目(30代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定(健康観察中)
4例目(40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定(健康観察中)
5例目(40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定(健康観察中)
6例目(60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定(健康観察中) ※うち1名は8例目
7例目(40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定(健康観察中)
8例目(40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定(健康観察中) 調査中
9例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
10例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
11例目(30代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
12例目(20代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
13例目(20代女性)	なし	1月31日	入院中	症状安定	調査中

# 新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月30日18時現在

	武漢市滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目(40代男性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
2例目(50代女性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
3例目(30代男性)	あり	1月31日	入院中	症状なし	調査中
4例目(50代男性)	あり	1月31日	入院中	症状なし	調査中

<無症状病原体保有者> ※症状はないが、検査が陽性となった者

# 新型コロナウイルスに関連した感染症に関する

## WHOによるPHEIC宣言の概要(速報)

2020年1月30日  
(ジュネーブ時間)

新型コロナウイルスに関連した感染症について、2020年1月30日に緊急委員会が開催され、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」が宣言された。

### 現状の認識

- まだ明らかになっていないことは多い。
- 1ヶ月でWHOの5つ地域で感染が拡大。
- ヒトからヒトへの感染は武漢や中国以外でも発生が確認されている。
- 一方で、各国が早期発見、患者の隔離及び治療、接触者の健康観察、接触する機会を減らす対策をとることで、感染拡大を防ぐことができる。

### 助言の内容

(日本を含む)全ての加盟国に対する助言は、以下のとおり。

1. 人への感染を減らすこと、二次感染及び国際的拡大を防ぐために、関係機関と連携すること等に重点を置くこと。
2. 一般的に、公衆衛生上の緊急事態における人や物資の移動制限は、必ずしも効果的ではない。ただし、特定の状況(例えば脆弱な人口集団間で感染の強度が高い場合)では、一時的に有効。
3. 渡航制限を実施する際は、必ずWHOに報告しなければならない。差別を誘発するような措置は控えるべきである。
4. 国際社会は互いに団結し、感染源の特定、ヒトからヒトへの感染の全容解明、輸入症例に対する準備、及び必要な治療薬の研究開発について協力していくべき。

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る厳格な上陸審査の実施状況

## 資料2



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

### 令和2年1月31日閣議了解

2月1日午前0時から当分の間、

- ①本邦への上陸の申請日前14日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人
  - ②湖北省において発行された中国旅券を所持する外国人
- については、特段の事情がない限り、入管法第5条第1項第14号に該当する外国人と解する。

### 午前6時現在までの運用状況

本邦に到着した航空機4便(いずれも中国発)の外国人乗客241人(うち中国国籍212人)

上記①及び②に該当する者はなし

○本運用について各航空会社に周知徹底

⇒搭乗時に航空会社職員による上記①及び②の有無の確認を依頼。

○上陸審査ブースで湖北省における滞在歴を確認

⇒これまでの特段の混乱なく上陸審査を実施。

引き続き関係機関と連携し、水際対策に万全を期す。

令和2年1月29日

医療機関 各位

一般社団法人 長岡市医師会

### 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について（依頼）

日頃、医師会業務に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる肺炎患者の発生につきましては、TV・新聞等の報道でご存じのことと存じます。

当該肺炎については感染症法に基づく「指定感染症」（二類感染症相当）と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令が閣議決定され、施行期日は現時点で2月7日とされておりますので情報提供いたします。

つきましては、呼吸器症状を発症して受診した患者については渡航歴等を御確認いただくとともに、院内における感染対策の徹底について引き続き留意くださるようお願いいたします。

また、武漢市に滞在歴がある原因不明の肺炎患者等を診察した際には、管轄の保健所に御連絡いただくとともに、積極的な検体の確保に御協力くださるようお願いいたします。

なお、対応状況等の更新につきましては、厚生労働省ホームページ等を各自ご確認ください。また、届出報告等につきましては、R1年7月に配布しました「保健所へ届出・連絡が必要な感染症等一覧（令和元年5月1日現在）を参考にご覧ください。

<厚生労働省：電話相談窓口（コールセンター）>

TEL：03-3595-2285 受付時間：9：00～21：00

<関連HP>

○厚生労働省HP

・ 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○日本医師会HP

・ [http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009082.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html)

○長岡市医師会HP（会員向けお知らせ）

・ [http://www.nagaoka-med.or.jp/info\\_kaiin.html](http://www.nagaoka-med.or.jp/info_kaiin.html)

<感染症法に基づく医師の届出のお願い：厚生労働省>

・ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html)

事務局：廣田

電話 0258-22-5600

令和2年1月31日

医療機関 各位

一般社団法人 長岡市医師会

**新型コロナウイルス感染に関する資料について（掲示資料の送付）**

今般の新型コロナウイルス感染症について、医療機関の中で感染症を拡大させないことが大変重要であることから、医療機関入口などに掲示するための資料が日本医師会より示されましたのでお送りします。

なお、本資料のデータは日本医師会ホームページに掲載されておりますので、適宜印刷の上ご利用ください。

<日本医師会ホームページ>

○新型コロナウイルス関連感染症

[http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009082.html](http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html)

事務局：廣田 電話 0258-22-5600
---------------------------

## 患者さんへのお願い

- ・発熱やせき・息切れなどの症状のある方は、**マスクの着用**をお願いします。
- ・14日以内に**新型コロナウイルス感染症**の流行地域（中国湖北省武漢市など）への渡航歴・滞在歴のある方、または新型コロナウイルス感染症の患者さんと濃厚な接触があった方は、受付にその旨お申し出ください。

公益社団法人 日本医師会

## 患者さんへのお願い

発熱やせき・息切れがあり、14日以内に**新型コロナウイルス感染症**の流行地域から帰国したか、または新型コロナウイルス感染症の患者さんと濃厚な接触があった方は、**必ず事前に**最寄りの保健所あるいは医療機関に**電話で相談**し、指示を受けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

公益社団法人 日本医師会